

EPA・FTA原産地規則の証明・検証手続

～近年の自己証明の進展について～

長谷川 実 也¹

Abstract

Preferential Rules of Origin (RoO), consisting mainly of origin criteria and procedural provisions, play a crucial role in determining the eligibility of preferential treatment provided by FTA/EPAs.

In contrast with diversifying origin criteria, the convergence of the procedural provisions has been witnessed, i.e., for certification procedures into self-certification by exporters, producers and importers, and for verification procedures into two different types: the US type and the EU type. This paper describes the recent introduction of self-certification and development of verification procedures, and discusses the challenges to interested parties facing each verification procedure, and considers desirable certification and verification procedures, reflecting the current situation in Japan, which has responded to two different types of verification procedures by the TPP 11 and the Japan-EU EPA.

Keywords: EPA, FTA, Rules of Origin, Certification, Verification
キーワード：EPA, FTA, 原産地規則, 証明, 検証

1 現（公益財団法人）日本関税協会特命担当部長（前長崎大学教授）。

はじめに

自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）の進展により、原産地規則は、締約国間で適用される特惠の対象となる産品を決定するルールとして重要な役割を果たすものである。原産地規則は、大きく分けて、対象となる産品の原産地を認定するための基準（「原産地基準」）と、原産地基準を満たしていることを輸入国税関に証明する手続きやその証明を事後に確認（検証）する手続き（「手続的規定」）から構成されるが、依然、多様化・複雑化する「原産地基準」と比べ、「手続的規定」である証明・検証手続については、証明手続が従来の第三者による証明から自己証明への流れが進むなど簡素化に向けた流れが進み、検証手続についても、その内容は大きく異なるものの、米国タイプ及びEUタイプといった2つのタイプへの収斂が進んでいる。

本稿では、自己証明の導入及びそれ伴う検証手続の進展について述べるとともに、2018年12月に発効したTPP11、2019年2月に発効した日EU・EPAによって2つの異なるタイプの検証手続に対応することとなった日本の現状を踏まえつつ、それぞれの検証手続の課題、また望ましい証明・検証手続について論ずる。

1 原産地規則の証明・検証手続について

1. 1 証明手続の類型

FTA・EPA特惠の適用を受けるに当たり、当該FTA・EPA特惠の原産品であることを輸入締約国税関に証明する手続き（証明手続）は、以下のとおり類型される。なお、検証手続の類型化については、第2章で述べる。

（1）第三者証明

中立的立場である輸出締約国発給当局（第三者）が、輸出者（生産者）

による原産品であるとの申請に基づいて審査・発給した原産地証明により、輸入者がFTA・EPA特恵の適用を要求する制度。

(2) 自己証明

輸出者（生産者）²又は輸入者自らが行う原産地証明に基づいて、輸入者がFTA・EPA特恵の適用を要求する制度であり、証明を行う者により、以下のとおり類型される。

① 認定輸出者自己証明

輸出国政府が認定を行った輸出者（認定輸出者）が、自ら作成した原産地証明に基づき、輸入者がFTA・EPA特恵の適用を要求する制度。

② 輸出者自己証明

輸出者（生産者）が自ら作成した原産地証明により、輸入者がFTA・EPA特恵の適用を要求する制度。

③ 輸入者自己証明

輸入者が、原産品であることに関する輸入者の知識又は輸出者から入手した情報に基づいて作成した原産地証明により、輸入者がFTA・EPA特恵の適用を要求する制度。

④ 輸出者・輸入者自己証明

上記②の輸出者（生産者）、又、上記③の輸入者による自己証明が可能な制度。

1. 2 日本、米国、EU等のFTA・EPA原産地規則の証明手続（自己証明への移行）

日本におけるEPA原産地規則の証明手続をみると、表1に示すとおり、2009年9月発効のスイスとのEPAでの認定輸出者自己証明の導入以降、

² 生産者が輸出者である場合には証明者は輸出者であるが、生産者が輸出者でない場合には、通常、FTA・EPAでは生産者も証明者として規定されている。なお、日EU・EPAでは、輸出者の定義として生産者も含めている。

メキシコ、ペルーとの間でも認定輸出者自己証明が採用され、2015年発効の豪州とのEPAでは輸出者・輸入者自己証明が導入された。その後、TPP11（2018年12月発効）でも輸出者・輸入者自己証明が、従来は認定輸出者自己証明を採用してきたEUとの間で2019年2月に発効した日EU・EPAにおいても輸出者・輸入者による自己証明が、また、2020年1月に発効した日米貿易協定において輸入者自己証明が、さらに、2020年11月に署名されたRCEPにおいても、従来の第三者証明、認定輸出者自己証明に加え、発効後一定期間内の輸出者自己証明の導入、日本については輸入者自己証明の導入に係る規定³が盛り込まれており、証明手続の収斂及びその簡素化が進んできている。

表1 日本のEPA原産地規則の証明手続及び検証手続の規定の変遷

EPA相手国等	導入等の時期	証明手続	検証手続
シンガポール 同改正議定書	2002年11月発効 2007年9月発効	第三者証明	輸入締約国の要請による輸出締約国による検証
メキシコ 同改正議定書	2005年4月発効 2012年4月発効	第三者証明 第三者証明 認定輸出者自己証明	- 輸入締約国の要請による輸出締約国による検証 - 輸入締約国による輸出者・生産者への質問書の送付 - 輸出締約国による輸出者・生産者への訪問へ輸入締約国の立会い
マレーシア	2006年7月発効	第三者証明	- 輸入締約国の要請による輸出締約国による検証 - 輸出締約国による輸出者・生産者への訪問へ輸入締約国の立会い
チリ	2007年9月発効	第三者証明	
タイ	2007年11月発効	第三者証明	
インドネシア	2008年7月発効	第三者証明	
ブルネイ	2008年7月発効	第三者証明	
アセアン	2008年12月発効	第三者証明	
フィリピン	2008年12月発効	第三者証明	
スイス	2009年9月発効	第三者証明	
		認定輸出者自己証明	

3 第3.16条（原産地証明）に、輸出者自己証明について、カンボジア、ラオス及びミャンマーはそれぞれの国での協定の発効時から20年以内の実施、他の締約国は10年以内の実施（それぞれ10年を限度に延長可）することが、また、日本については、その国での協定の発効時から輸入者自己証明を実施することが規定されている。

ベトナム	2009年10月発効	第三者証明	
インド	2011年8月発効	第三者証明	
ペルー	2012年3月発効	第三者証明 認定輸出者自己証明	<ul style="list-style-type: none"> - 輸入者に対する情報提供要請 - 輸出締約国への情報提供要請 - 輸出締約国を通じた輸出者・生産者への情報提供要請 - 輸出締約国による輸出者・生産者への訪問へ輸入締約国の立会い
豪州	2015年1月発効	第三者証明 輸出者・輸入者自己証明	<ul style="list-style-type: none"> - 輸入者に対する書面による情報提供要請 - 輸入締約国の要請による輸出締約国による検証 - 輸出者又は生産者に対する書面による情報提供要請 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問
モンゴル	2016年6月発効	第三者証明	<ul style="list-style-type: none"> - 輸入締約国の要請による輸出締約国による検証 - 輸出締約国による輸出者・生産者への訪問へ輸入締約国の立会い
TPP11	2018年12月発効	輸出者・輸入者自己証明	<ul style="list-style-type: none"> - 輸入者に対する書面による情報提供要請 - 輸出者又は生産者に対する書面による情報提供要請 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問
EU	2019年2月発効	輸出者・輸入者自己証明	<ul style="list-style-type: none"> - 輸入者に対する情報提供要請 - 輸入締約国の要請による輸出締約国による検証
米国	2020年1月発効	輸入者自己証明	<ul style="list-style-type: none"> - 輸入者に対する情報提供要請
RCEP	2020年11月署名	第三者証明 認定輸出者自己証明 輸出者自己証明 輸入者自己証明	<ul style="list-style-type: none"> - 輸入者に対する書面による情報提供要請 - 輸出者又は生産者に対する書面による情報提供要請 - 輸出締約国への情報提供要請 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問

表2に示すとおり、米国は、1994年に締結したNAFTAでは輸出者自己証明を採用したが、その後締結したFTAをみると、相手国がFTA交渉経験の豊富な中南米諸国及び韓国とは、引き続き輸出者自己証明を含む輸出者・輸入者自己証明を採用してきているが、それ以外では輸入者自己証明を採用し

てきているとされている⁴。このように、米国が輸入者自己証明を嗜好する理由には、輸出者自己証明の問題点として、①輸入者が生産工程など原産品であることの知識を有していても、輸出者が作成する原産地証明を取得することが必要であり、コスト及び時間がかかること、②輸出者が原産地証明書を正しく作成しないことにより、特惠税率が否認される可能性があること、③検証が輸出者に対してのみ行われ、輸入者は関与できないにも関わらず、特惠税率適用が否認された場合に、輸入者にMFN税率と特惠税率の差額分の関税が請求されること、④NAFTAは隣国のFTAであり輸入国税関が直接輸出国の輸出者を訪問して行う検証が比較的楽であるが、他のFTAにおいては、輸出国の輸出者への訪問検証を行うことが輸入国税関の負担となることを挙げており、さらに、米国においては1993年の米国税関近代化法の成立以来、輸入者がより責任を持って輸入に関する法令に従う義務が明確化され、原産地についても、輸入者が合理的な注意義務を有するとされたことも背景にあるとされている⁵。

表2 米国のFTA原産地規則の証明手続及び検証手続の規定の変遷

FTA相手国等	導入等の時期	証明手続	検証手続
NAFTA	1994年1月発効	輸出者自己証明	- 輸出者又は生産者に対する書面による 情報提供要請 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問
ヨルダン	2001年12月発効	輸入者自己証明	- 輸出締約国への情報提供要請
チリ	2004年1月発効	輸出者・輸入者自己 証明	- 輸入者に対する情報提供要請 - 輸出者又は生産者に対する書面による 情報提供要請 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問
シンガポール	2004年1月発効	輸入者自己証明	- 輸入者に対する情報提供要請 - 輸出者又は生産者に対する書面による 情報提供要請 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問

4 今川（2020）p.119参照。

5 香川（2013）p.13参照。

豪州	2005年1月発効	輸入者自己証明	- 輸入者に対する情報提供要請 - 輸出者又は生産者に対する書面による情報提供要請 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問
モロッコ	2006年1月発効	輸入者自己証明	- 輸出締約国への情報提供要請
CAFTA-DR	2006年3月発効	輸出者・輸入者自己証明	- 輸入者に対する情報提供要請 - 輸出者又は生産者に対する書面による情報提供要請 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問
バーレーン	2006年8月発効	輸入者自己証明	- 輸出締約国への情報提供要請
オマーン	2009年1月発効	輸入者自己証明	- 輸出締約国への情報提供要請
ペルー	2009年2月発効	輸出者・輸入者自己証明	- 輸入者に対する情報提供要請 - 輸出者又は生産者に対する書面による情報提供要請 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問
韓国	2012年3月発効	輸出者・輸入者自己証明	- 輸入者、輸出者、生産者に対する書面による情報提供要請 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問
コロンビア	2012年5月発効	輸出者・輸入者自己証明	- 輸入者に対する情報提供要請 - 輸出者又は生産者に対する書面による情報提供要請 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問
パナマ	2012年10月発効	輸出者・輸入者自己証明	- 輸入者に対する情報提供要請 - 輸出者又は生産者に対する書面による情報提供要請 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問
日本	2020年1月発効	輸入者自己証明	- 輸入者に対する情報提供要求
USMCA (改正NAFTA)	2020年7月発効	輸出者・輸入者自己証明	- 輸入者、輸出者、生産者に対する書面による情報提供要請 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問

(注) 繊維製品については、検証手続として、輸出締約国の輸入締約国の要請による検証の実施、輸入締約国の検証（輸出者又は生産者の施設への訪問など）への支援の実施が規定されている。

表3に示すとおり、EUは、従来から認定輸出者自己証明を採用してきているが、カナダとのFTAでは輸出者自己証明、日本とのEPAでは輸出者・輸入者自己証明を、直近のベトナムとのFTAでも輸出者自己証明を導入している。

表3 EUの主要なFTA原産地規則の証明手続及び検証手続の規定の変遷

FTA相手国等	導入等(発効)の時期	証明手続	検証手続
メキシコ	2000年7月	認定輸出者自己証明	輸入締約国の要請による輸出締約国による検証
チリ	2005年3月	認定輸出者自己証明	輸入締約国の要請による輸出締約国による検証
ペルー, コロンビア, エクアドル	2013年3月(ペルー), 同年8月(コロンビア), 2017年1月(エクアドル)	認定輸出者自己証明	輸入締約国の要請による輸出締約国による検証
PEM	2013年2月	認定輸出者自己証明	輸入締約国の要請による輸出締約国による検証
韓国	2011年7月	認定輸出者自己証明	輸入締約国の要請による輸出締約国による検証
カナダ	2017年9月	輸出者自己証明	輸入締約国の要請による輸出締約国による検証
日本	2019年2月	輸出者・輸入者自己証明	輸入者に対する情報提供要求 輸入締約国の要請による輸出締約国による検証
シンガポール	2019年11月	認定輸出者自己証明	輸入締約国の要請による輸出締約国による検証
ベトナム	2020年8月	輸出者自己証明	輸入締約国の要請による輸出締約国による検証

表4に示すとおり、カナダは、NAFTA以降、2018年発効のTPP11で輸出者・輸入者自己証明を導入するまで一貫して輸出者自己証明制度を採用してきた。カナダは、証拠書類の提出義務などをすべて輸出者・生産者に課しており、輸入者は立証についての義務は一切負わないとされている⁶、これらFTAの検証手続の規定に輸入者からの情報提供要請が含まれていないことからその姿勢がうかがわれる。カナダは米国の動向にかかわらず輸出者自己証明を採用してきた理由として、FTAを利用するカナダの輸入者は中小企業や子会社が多く、原産性に関する情報を有していないケースが多

6 香川(2013) pp.12-13参照。

く、輸入者が証明するニーズが少ないとされている⁷。このカナダの姿勢は、後述するEUとのFTAの検証規定の内容に大きな影響を与えていると考えられる。

表4 カナダのFTA特惠原産地規則の証明手続及び検証手続の規定の変遷

FTA相手国等	導入等の時期	証明手続	検証手続
NAFTA	1994年1月発効	輸出者自己証明	- 輸出者又は生産者に対する書面による情報提供要請 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問
イスラエル	1997年1月発効	輸出者自己証明	- 輸出者又は生産者に対する書面による情報提供要請 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問
チリ	1997年7月発効	輸出者自己証明	- 輸出者又は生産者に対する書面による情報提供要請 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問
コスタリカ	2002年11月発効	輸出者自己証明	- 輸出者又は生産者に対する書面による情報提供要請 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問
EFTA	2009年7月発効	輸出者自己証明	- 輸出締約国税関への検証要請
ペルー	2009年8月発効	輸出者自己証明	- 輸出者又は生産者に対する書面による情報提供要請 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問
コロンビア	2011年8月発効	輸出者自己証明	- 輸出者又は生産者に対する書面による情報提供要請 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問
ヨルダン	2012年10月発効	輸出者自己証明	- 輸出者又は生産者に対する書面による情報提供要請 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問
パナマ	2013年4月発効	輸出者自己証明	- 輸出者又は生産者に対する書面による情報提供要請 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問
ホンジュラス	2014年10月発効	輸出者自己証明	- 輸出者又は生産者に対する書面による情報提供要請 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問
韓国	2015年1月発効	輸出者自己証明	- 輸出者又は生産者に対する書面による情報提供要請 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問

7 香川(2013) pp.12-13参照。

ウクライナ	2017年8月発効	輸出者自己証明	- 輸出締約国税関への検証要請
EU	2017年9月発効	輸出者自己証明	- 輸出締約国税関への検証要請
TPP11	2018年12月発効	輸出者・輸入者自己証明	- 輸入者に対する書面による情報提供要請 - 輸出者又は生産者に対する書面による情報提供要請 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問
CUSCA (改正NAFTA)	2020年7月発効	輸出者・輸入者自己証明	- 輸入者, 輸出者, 生産者に対する書面による情報提供要請 - 輸出者又は生産者の施設へ訪問

1. 3 自己証明を採用した主要なFTA・EPAの証明及び検証手続

前述したFTA・EPAの中で、自己証明を導入した主要なFTA・EPAの証明手続（自己証明を行う者、証明方法）及び検証手続（検証方法、検証実施者、輸出締約国の関与）を比較したものを表5に示す。

表5 自己証明を採用した主要なEPA・FTAの証明手続・検証手続の比較

	証明手続		検証手続		
	自己証明を行う者	証明方法	検証方法	検証実施者	輸出締約国の関与
日本のEPA					
豪州	第三者証明	原産地証明書 (Certificate of Origin)	(a) 輸入者に対する書面による情報提供要請	輸入締約国税関	(b) への協力 (d)において、輸出締約国が輸出者又は生産者の同意を取得
	輸出者, 生産者, 輸入者	原産地証明文書 (Origin Certificate Document)	(b) 輸出締約国の権限を与えられた機関又は税関への検証協力要請 (c) 輸出者又は生産者に対する書面による情報提供要請 (d) 輸出締約国の定める条件に従って、輸出者又は生産者の施設へ訪問		

TPP11	輸出者、生産者、輸入者	原産地証明書 (Certification of Origin)	(a) 輸入者に対する書面による情報提供要請 (b) 輸出者又は生産者に対する書面による情報提供要請 (c) 輸出者又は生産者の施設へ訪問	輸入締約国	(b) について、輸入締約国は（輸出締約国の求めに応じ）通報、また、輸入締約国の要請を受け、輸出締約国は支援を行うことができる。 (c) について、輸入締約国は輸出締約国に通報し、輸出締約国の職員の同行の機会を与える。 繊維製品については、輸出締約国が輸入締約国の輸入者又は生産者の施設への訪問への支援を実施
EU	輸出者（生産者）	原産地に関する申告 (Statement of Origin)	(a) 輸入者に対する情報提供要求（「原産地に関する申告」の場合、輸入者の手配による輸出者（生産者）からの直接の情報提供も可） (b) 輸出者（生産者）による「原産地に関する申告」の場合、輸出締約国税関への情報提供要請	輸出締約国税関	輸入締約国税関から検証要請を受けた輸出締約国税関は、輸出者（生産者）からの証拠の文書の入手、又は、輸出者（生産者）の施設訪問を実施
	輸入者	輸入者の知識 (the importer's knowledge)		輸入締約国税関	
米国	輸入者	輸入者の知識 (the importer's knowledge or information in importer's possession)	輸入者に対する情報提供要求（輸入者の手配による輸出者又は生産者からの直接の情報提供も可）	輸入締約国	規定無

RCEP	第三者証明	原産地証明書 (Certificate of Origin)	(a) 輸入者に対する書面による追加の情報提供要請	輸入締約国 (輸入者自己証明の場合は、(b)～(d)の検証方法は使用できない。)	(b)及び(c)において、原産地証明の写し及び要請の理由を付した書面による要請を輸出締約国へ送付 (d)において、輸出締約国の同意及び支援を得て実施
	認定輸出者 輸出者, 生産者	原産地申告書 (Declaration of Origin)	(b) 輸出者又は生産者に対する書面による追加の情報提供要請		
	輸入者		(c) 輸出締約国の発給機関又は権限のある当局への書面による追加の情報提供要請 (d) 輸出者又は生産者の施設へ訪問		
主要国の FTA					
NAFTA	輸出者, 生産者	原産地証明書 (Certificate of Origin)	(a) 輸出者又は生産者に対する書面による情報提供要請 (b) 輸出者又は生産者の施設へ訪問	輸入締約国税関	(b) について、輸入締約国は輸出締約国に通報
米国・豪州	輸入者	輸入者の知識 (the importer's knowledge or information in importer's possession)	(a) 輸入者からの情報提供要請 (b) 輸出者又は生産者に対する書面による情報提供要請 (c) 輸入者の手配による輸出者又は生産者からの直接の情報提供 (d) 輸出者又は生産者の施設へ訪問	輸入締約国	繊維製品については、輸出締約国が輸入締約国の要請による検証の実施、輸入締約国の検証（輸出者又は生産者の施設への訪問など）への支援の実施
米国・オマーン	輸入者	特惠適用要求（輸入者による証明とみなす）	- みなし証明に合理的な疑義がある場合、リスク評価による検証対象とすることが適当な場合、ランダム方法による検証対象とされた場合に限り、当局は原産性認定に必要な情報を含む申告の提出を要求 - 輸出締約国への情報提供要請	輸出締約国	繊維製品については、輸出締約国が輸入締約国の要請による検証の実施、輸入締約国の検証（輸出者又は生産者の施設への訪問など）への支援の実施

米国・韓国	輸入者、輸出者、生産者 輸入者	証明書 (Certification) 輸入者の知識 (the importer's knowledge)	(a)輸入者、輸出者、生産者に対する書面による情報提供要請 (b)輸入者、輸出者、生産者に対する質問状 ((a)及び(b)の方法の場合、輸入者に対する輸出者又は生産者からの直接の情報提供の手配要請) (c) 輸出者又は生産者の施設へ訪問	輸入締約国	繊維製品については、輸出締約国が輸入締約国の要請による検証の実施、輸入締約国の検証 (輸出者又は生産者の施設への訪問など) への支援の実施
USMCA	輸入者、輸出者、生産者	原産地証明書 (Certificate of Origin)	(a)輸入者、輸出者、生産者に対する書面による情報提供要請 (b) 輸出者又は生産者の施設へ訪問	輸入締約国税関	輸入締約国の要請による輸出締約国の検証への支援の実施 繊維製品については、輸出締約国が輸入締約国の検証 (輸出者又は生産者の施設への訪問) への支援の実施
EU・カナダ	輸出者	原産地申告 (Origin Declaration)	輸出締約国税関への検証要請	輸出締約国税関	輸入締約国税関から検証要請を受けた輸出締約国税関は、輸出者からの証拠の文書の入手、又は、輸出者の施設訪問を実施
EU・ベトナム	輸出者	原産地申告 (Origin Declaration)	輸出締約国税関への検証要請	輸出締約国税関	輸入締約国税関から検証要請を受けた輸出締約国税関は、輸出者からの証拠の文書の入手等を実施

2 検証手続の類型化

2. 1 サプライ・チェーンにおける証明・検証手続の主体

証明（又それに伴う検証への対応）に必要な情報は輸出者（輸出者が生産者でない場合には生産者）が有しているが、証明制度の違いは、その情報を基に、生産者→輸出者→輸入者とつながる一連のサプライ・チェーン中で誰が証明（又それに伴う検証への対応）の主体となるかの点で生じると考えられる。すなわち、第3者証明であれば、発給機関が証明の主体となり、自己証明であれば、自己証明を行った、輸出者（生産者）、輸入者がそれぞれ証明の主体となる。検証についても、証明を行ったそれぞれ、輸出者（生産者）、輸入者が検証に対応する主体となると考えられるが、次においてさらに具体的な類型化を行うこととしたい。

2. 2 検証手続の類型化（「直接検証」「間接検証」、「EUタイプ」「米国タイプ」）

検証手続きについては、検証を行う者は輸入締約国税関であり、検証を受ける主体は証明を行ったそれぞれ、輸出者（生産者）、輸入者となるが、誰が検証に必要な情報を収集するのか（すなわち、検証を実際に実施する者（検証実施者）はだれか。輸入締約国税関自身か、輸出締約国か）、また、それを誰から収集するのか（すなわち、輸入者自己証明であれば、証明を行った輸入者のみからか、検証への対応に必要な情報を有する輸出者（輸出者が生産者でない場合には生産者）からも収集するのか）、さらには、その情報を基に誰が検証結果の判断を行うのか（すなわち、輸入締約国税関自身か、検証実施者が輸出締約国である場合に輸出締約国か）によって、類型化できると考えられる。おって、主要なFTA・EPAに絞って詳細な類型化を行うこととするが、ここでは、まず、輸入国締約国税関自らが検証実施者となって、輸出者（生産者）から検証に必要な情報を収集して検証結果の判断を行うも

のを「直接検証」、輸入締約国税関からの要請に基づき、輸出締約国が検証実施者として自国の輸出者（生産者）に対して検証を行うものを「間接検証」として類型化することとしたい。

「直接検証」では、輸入締約国税関は、輸出者（生産者）に直接情報提供を要求、又、輸出者・生産者の施設を訪問することにより検証に必要な情報を自ら収集することとなり、「間接検証」では、輸入締約国税関は、輸入者を通じて輸出者（生産者）から情報を求めるか（輸入者のアレンジにより輸出者（生産者）から直接提供を受ける場合を含む）、輸出締約国税関に要請して、輸出者（生産者）からの情報の入手や輸出者（生産者）の施設訪問といった検証を行ってもらうこととなる。

証明手続別にみると、第三者証明では「間接検証」が通常であるが、日本のEPAをみると、輸入締約国による輸出者（生産者）への質問状の送付（日メキシコEPA）、輸出締約国による輸出者（生産者）への訪問への輸入締約国の立会い（日・シンガポールEPA以外のEPA）といった「直接検証」が認められている。自己証明では、日・豪EPA及びTPP11をみると、輸出締約国の関与が一部認められているものの「直接検証」であり、米国のFTAをみると、「直接検証」と「間接検証」に分かれるが、「間接検証」を採用したFTAであっても、繊維製品については、輸出締約国の支援による輸入締約国による検証（輸出者又は生産者の施設への訪問など）が規定されている。一方、EUのFTAでは、日EU・EPA、EU・カナダFTAを含め、輸入締約国による輸出者（生産者）への検証は一切認められず、輸出締約国による「間接検証」が徹底されている。

また、証明を行う主体が輸出者（生産者）か、輸入者かで検証方法に違いがある。EUは日本とのEPAにおいて初めて輸入者自己証明を採用したが、輸入者自己証明の場合は「間接検証」ですら使えないといった明確な差⁸を

8 日EU・EPAでは、輸入締約国税関からの要請を受けて輸出締約国税関が行う「間接検証」は、輸出者（生産者）が「原産地に関する申告」により行う証明について

設けている。ただし、EUは日本以外とは輸入者自己証明は採用しておらず、輸入者自己証明の採用は例外的と考えられ、輸出者自己証明を基本とする姿勢がうかがわれる。一方、EU以外は、輸入者自己証明の場合「直接検証」は基本的に想定されていないと考えられるが⁹⁾、協定上は認められている。

このように、検証手続について、EUと米国を中心とする他の国との間で大きな差があり、前者を「EUタイプ」、後者を「米国タイプ」と呼ぶことをしたい。

3 各タイプの検証手続の比較・分析

前章のとおり、EUタイプでは、検証手続として「間接検証」のみを、さ

のみに行われ、輸入者が「輸入者の知識」により行う証明の場合には、輸入締約国税関による輸入者への検証のみが可能とされている。これは、輸入者が「輸入者の知識」により証明を行う前提として、輸入者は証明に必要な全ての情報を輸出者(生産者)から入手しているとされているためである。(European Commission (2019 a) p.9 参照)

- 9) 日・豪EPA, TPP11では、「輸入者の知識」による場合に輸入者が情報提供できなければ輸入締約国税関は否認できるとされているが、その場合であっても、輸入締約国税関は輸出者(生産者)への検証を行うことは可能である。米国が締結したFTAでは、「輸入者の知識」による証明の場合、TPP11のように、輸入者が情報提供できなければ否認できると明確に規定されていない。例えば、米国・豪州FTAでは「輸入者の知識」による証明のみが採用されているが、検証手続として、輸出者(生産者)への情報提供・訪問も指定されており、また、輸入者が情報提供できなければ否認できるといった規定は見当たらない。しかしながら、記録の保管義務は輸入者に対してのみ課され、輸出者(生産者)には課されていないので、輸入者が立証できなければ事実上否認される結果になると考えられる。また、米国・韓国FTAでは輸出者(生産者)・輸入者による証明が採用されているが、検証方法として「輸入者の知識」と輸出者(生産者)による証明とは区別されていない。しかしながら、同様に、「輸入者の知識」の場合は輸入者に対してのみ記録の保管義務を課していることから、輸入者が立証できなければ事実上否認される結果になると考えられる。(長谷川(2019) p.223参照)

らに、輸出者自己証明に限って認めるといった特徴があり、米国タイプでは、輸出者自己証明の場合は基本的に「直接検証」を、輸入者自己証明の場合は、「間接検証」を基本としつつも「直接検証」も認められるといった特徴がある。さらに、EUタイプでは、2017年に発効したカナダとのFTAと従来のFTAとの間で、また、カナダとのFTAとその後2019年に発効した日本とのEPAとの間で検証手続に違いがある。

本章では、EUタイプと米国タイプの比較に加え、EUタイプ内での検証手続の違いについて比較・分析を行う。

3. 1 各タイプの検証手続の比較・分析

(1) 証明時に輸入者が負担するコストに関する考え方の差

証明・検証手続は、EPA・FTAの特恵待遇の適正な適用の確保に必須のものであり、そのために、輸出締約国政府、輸出者、生産者、輸入締約国政府及び輸入者は、一連の証明・検証手続の流れの中で全体として一定のレベルのコストを負担する必要があると考えられる。よって、証明手続を簡素化し、証明時におけるコストの負担を低くすれば、事後の検証の必要性が増し、検証時におけるコストの負担が大きくなる。自己証明はそもそも証明手続を簡素化し、証明時におけるコストの負担を低くし、事後の検証にそのコストを移すものと考えられる。

しかしながら、日本は自己証明が導入された豪州とのEPA以降、自己証明であっても、輸入申告の際に、輸入者に製品の原産性を示す一定の情報を税関へ提出させることにより¹⁰、証明時に一定のコストを負担させる方法を

10 特恵要求のために提出が求められる原産品申告書に加え、原産品であることを明らかにする書類として原産品申告明細書の提出が求められる。原産品申告明細書では、価格表、総部品表、製造工程表等の原産性を裏付ける書類に基づき、原産品申告書に記載された製品が協定上の原産品であることを説明することが求められる。

(税関ホームページ：「自己申告制度」利用の手引き ～日豪・TPP11～) 参照)

採用してきている。一方、EUは、輸入申告時に、自己証明により特惠適用要求を行う際には追加の情報の提供は求めず、事後に行われるリスク評価に基づいて検証対象とされた要求について追加の情報を求め、証明時のコストは最小限とし、検証時にそのコストの負担をさせる方法を採用している¹¹。日EU・EPA発効後の実施の過程の中で、日本側とEU側との証明時に輸入者が負担するコストに関する考え方の差が明らかとなり、その後の協議により日本側がEU側の要望を受け入れる形で、輸出者自己証明における証明時の手続きの簡素化が図られた¹²。

(2) 輸出者・生産者への検証への輸入締約国の関与の可否

検証は、輸入締約国が、特惠適用要求があった産品が規定された原産地規則を満たしているかを確認する行為である。一方で、証明（又それに伴う検証への対応）に必要な情報は輸出者（生産者）が有している。

「直接検証」の場合には、輸入締約国は原産性の決定に必要な情報を直接

11 Article 3.16 allows the importing customs authority to request additional ‘explanations’ from the importer as part of the claim. This information may therefore be requested before the phase of verification. However, in the EU, such additional ‘explanations’ are not requested as part of the assessment of the claim. Information is only requested as part of the verification process if the claim is selected for verification based on risk assessment criteria. (European Commission (2019a), p 7 参照)

12 EU側の関心事項として、日本における日EU・EPA第3.16条3項（締約国の税関当局が、輸入者に対して輸入産品の原産性について、輸入者が可能な範囲で追加の説明を求めることができる）の適用について、日本では輸入申告時に輸入者に原産品であることを明らかにする書類として原産品申告明細書の提出を要求している。これに対し、2019年6月の日EU・EPAに基づく専門委員会での協議での合意を踏まえ、輸出者自己申告の場合で、輸入者が輸入申告時に原産品申告書以外の説明(資料)を提供できないときの手続きが以下のとおり簡略化された。(JETRO(2019) 参照)

- ・NACCS上で、説明（資料）を提出できない旨をコードにより入力。
- ・原産品申告明細書の提出は不要。

輸出者（生産者）から得ることができるが、EUタイプのように「間接検証」のみに限定される場合、前章の類型化のところでも述べたように、輸出締約国が実施した検証結果により原産性の最終判断を誰が行うのか、輸入締約国が最終判断するとして、輸入締約国がその決定に必要な情報をどこまで得られるかといった点が問題となる。最も極端なケースとして、輸出締約国は原産性の有無の判断結果のみを輸入締約国に通知し、輸入締約国がその判断を受け入れることが考えられる。

（3）EU・カナダFTAと従来のEUのFTAの違い

ここで、EUが締結した主要なFTAの検証結果の通知及び輸入国の対応の規定（概要）（規定の詳細は付録1参照）の比較を表6に示す。

表6 EUの主要なFTAの検証結果の通知及び輸入国の対応の規定

EUのFTA	検証結果の通知	輸入国の対応
EU-チリ, EU-メキシコ, EU-ペルー/コロンビア/エクアドル, PEM, EU-シンガポール, EU-韓国	書類の真正性及び原産品であることを明確に示す検証結果（[EU-韓国のみ] 所見・事実を含む）	10月以内に返答がない場合、又は、返答が書類の真正性及び原産品であることを決定する十分な情報を含んでいない場合、例外的な場合を除いて、特惠を否認
EU-カナダ	原産品か否かを決定するための書面によるレポート（下記の項目を含むもの）	検証結果が提供されず、原産性について合理的な疑い又は決定できない場合は否認。輸入締約国がレポートと異なる原産性の決定を行う場合には輸出締約国に通報、要請により協議を実施
日EU	原産性の意見を含む情報（下記の項目）	同上
EU-GSP	検証結果（EUが公表したGSP利用者向けガイドでは、原産品であることを確認したといったものでは不十分であり、製造工程、原材料、コスト情報などの詳細な情報が必要としている。 ¹³⁾	返答がない場合、又は、返答が書類の真正性及び原産品であることを決定する十分な情報を含んでいない場合、特惠を否認

13 The customs authorities of the EU need a complete answer; “I confirm the origin of the goods” is not enough. They require detailed explanations, such as

2017年に発効したEUがカナダとのFTAの実施のために公表したガイドランスによると、EU・カナダFTAと従来のEUのFTAとは、以下の3つの点で異なるとされている¹⁴。

- ① 検証要請に対し、従来のFTAでは、原産品か否かについての結果のみであったが、EU・カナダFTAにおいては、より多くの情報（検証結果についてのより特定された情報（注））を含む書面による報告（レポート）が要求されること

（注）検証結果、審査の対象となっている製品についての記載及びこの章の規定の適用に関連する関税分類、製品の原産品としての資格を裏付けるために十分な生産工程についての記載及び説明、検証方法、適当な場合には、裏付けとなる文書の内容¹⁵

- ② 原産性の最終決定は輸入締約国が行うこと
 ③ 検証（要請から回答までに）により長い期間が認められること（従来の10か月から12か月に延長）。

①及び②の点を踏まえると、前述の表6に示す各FTAの協定文の「検証結果（the results of this verification）」が原産性の有無の判断のみを示すのか協定上明確ではないが、EUは、従来のFTAにおいて、事実上、検証要請があった輸入締約国に対して原産性の有無のみを示した検証結果を通知し、輸入締約国はその結果を事実上受け入れるといった運用が行われていたこととなる。

産品がEU・カナダFTAの検証の対象となった際には、①に求められる報告に必要な情報として、当該産品に使用した原材料についても原産性を裏付

the description of the industrial process, description of the materials used, and the cost-break down of the process. (European Commission (2016), p.45)

14 詳細は付録2参照。(European Commission (2019b), p.49)

15 EUカナダFTA Article29 8(a)（詳細は付録1参照）

ける情報が必要となるが、原材料のサプライヤーから提供されたサプライヤー宣誓の検証結果を示す書類（IN4）¹⁶には、原材料の原産性の有無の情報しか含まれず、カナダ側が求める情報としては不十分であり、IN4に加え必要な情報を含む報告の入手も必要とされている¹⁷。

なお、上記ガイダンスでは、カナダ側から原産性を裏付ける情報の提供を求められた場合には、カナダ側に情報を提供する前に輸出者（生産者）に同意を求め、輸出者（生産者）から秘密の情報として同意が得られない場合には提供しないが、その結果、カナダ側が原産性の決定できない場合には特惠否認され得るとしている。また、輸出者が秘密の情報の提供に同意した場合には、協定の規定により、両締約国税関当局に守秘義務が課せられるとしている¹⁸。

16 EU域内の生産者が製品の生産にEU域内の別の加盟国のサプライヤーから調達した原材料を使用した場合、それら原材料がEU域内産であることをサプライヤーが宣言したサプライヤー宣誓が製品の原産性の認定に利用される。製品が検証対象となった場合には、それら原材料に係るサプライヤー宣誓もまた検証の対象となる。サプライヤー宣誓の検証はサプライヤーが所在する加盟国の税関により実施され、生産者は、検証結果を示すIN 4という書面を入手することとなる。当該税関への検証依頼は、生産者がサプライヤーに、又は、生産者が所在する加盟国の税関からサプライヤーの所在する加盟国の税関に依頼することにより行われる。

17 詳細は付録3参照。（European Commission（2019b）, pp.51-52）

18 If supporting documents are requested, the exporter's consent must be obtained if these documents are to be transmitted to Canada, particularly where confidential information is involved. In the case where the exporter does not give such consent and therefore the importing Party may not be able to determine if the product is originating or not, the importing Party may deny the preferential duty. When the exporter agrees to the sending of confidential information, both customs authorities are obliged to comply with the rules of confidentiality (Article 32 of the CETA Origin Protocol). (European Commission (2019b), p.50参照)。

(4) EU・カナダFTAと日EU・EPAの違い

① 検証要請への報告項目

その後締結された日本とのEPAにおいても、検証要請を行った輸入締約国に対して、輸出締約国はカナダとのFTAと同様の内容の報告が求められており¹⁹、両者の項目の比較を表7に示す。それをみると、双方とも、検証の方法、原産性認定に必要な情報が項目とされる一方で、カナダとのFTAでは「検証結果」が、日本とのEPAでは「製品の原産品としての資格についての意見」が項目とされる点で異なっている。

表7 検証要請に対して報告が求められる項目の比較表

日EU・EPA		EU・カナダFTA
日本語	英語	
入手可能な場合には、要請された文書	the requested documentation, where available	—
製品の原産品としての資格についての意見	an opinion on the originating status of the product	—
—	—	検証結果 (the results of the verification)
審査の対象となっている製品についての記載及びこの章の規定の適用に関連する関税分類	the description of the product subject to examination and the tariff classification relevant to the application of this Chapter	the description of the product subject to verification and the tariff classification relevant to the application of the rule of origin
製品の原産品としての資格を裏付けるために十分な生産工程についての記載及び説明	a description and explanation of the production process sufficient to support the originating status of the product	a description and explanation of the production sufficient to support the rationale concerning the originating status of the product

19 4 2 に規定する要請を受領した輸出締約国の税関当局は、輸入締約国の税関当局に対して次に掲げる情報を提供する。ただし、この4の規定は、5の規定の適用を妨げるものではない。(a)入手可能な場合には、要請された文書 (b)製品の原産品としての資格についての意見 (c)審査の対象となっている製品についての記載及びこの章の規定の適用に関連する関税分類 (d)製品の原産品としての資格を裏付けるために十分な生産工程についての記載及び説明 (e)実施された審査の方法についての情報 (f)適当な場合には、裏付けとなる文書 (日EU・EPA協定第3.22条第4項)

実施された審査の方法についての情報	information on the manner in which the examination was conducted	information on the manner in which the verification was conducted
適当な場合には、裏付けとなる文書	supporting documentation, if appropriate	where appropriate, supporting documentation

② 輸入締約国側への情報提供にかかる輸出者への同意

カナダとのFTAとの大きな違いとして、日本とのEPAには、協定において、輸出者の同意がない場合はそれら情報を輸入締約国に提供してならないとの規定が設けられていることがある²⁰。このような規定は、従来のEUのFTAには見られず、また、日本とのEPAの後に発効したシンガポール及びベトナムとのFTAにもみられない。カナダとのFTAでは、そのガイダンスの中で示しているように、EU域内の手続きとして情報の提供について輸出者の同意を求めるものの、輸出者が同意せず、その結果相手国が原産性の決定に十分な情報が得られない場合には、協定上相手国は特恵否認できることを明確に示している。一方で、日本とのEPAでは、協定上それら情報の提供について輸出者の同意が必要であり、輸出者が全ての情報の提供に同意しないという極端な場合には、輸出締約国の意見以外は提供されないことが起こり得る。

③ 検証要請期限の設定

日EU・EPAがEU・カナダFTAと異なる点として、日EU・EPAでは、輸入締約国税関が輸出締約国税関へ間接検証を要請する期限として、検証対象製品の輸入後2年以内という期限を設定していることが挙げられる。この期限の規定はEUの従来のFTAにも見られず、他のFTA・EPAにおいても、日本が最初に締結したシンガポールとのEPAで3年の期限が設けられた以

20 5 輸出締約国の税関当局は、輸出者が4に規定する情報を秘密のものとする場合には、当該情報を輸入締約国の税関当局に提供してはならない。(日EU・EPA協定第3.22条第5項)

外に見当たらない（表8参照）。

日EU・EPAでは協定上の記録の保存期間は輸出者（生産者）が原産地証明を作成してから4年とされており、それから原産地証明の有効期間の1年及び検証要請があつてからの検証期間の10ヶ月を差し引いた残りの期間を考慮して、2年を検証要請期間として設定したと考えられる²¹。検証要請期限が規定されていない他の協定でも、検証が要請可能な期間は、記録の保存期間（3年～5年）（表8参照）を踏まえたものとなるが、検証を要請する輸入締約国当局の立場から見ると、記録の保存期間内に検証要請すればよく、検証要請期限から検証期間まで差し引くことは期限が短くなり不利となると考えられる。一方で、検証対象となり、検証が記録の保存期間を超えて続く場合でも事実上記録を保存することとなる輸出者（生産者）の負担に配慮したものととも考えられる。

④ 検証期間

前述のとおり、EU・カナダFTAでは輸入締約国税関が検証要請から回答を行うまでに認められた期間（検証期間）が、従来のEUのFTAの10ヶ月から12ヶ月と延長されている。これは、検証結果として、従来のFTAよりも多くの情報をカナダ側に提供しなければならない状況が想定されたためと考えられるが、日EU・EPAでは従来の10ヶ月が採用されている。

表8をみると、EUのFTAにおける検証期間は、他のFTAに比較して長

21 このことは、2020年10月に署名され、英国のEU離脱後に発効予定の日英EPA（ほぼ日EU・EPAを踏襲）の規定から推測できる。日英EPAでの検証要請期限については、製品の輸入の日から2年又は自己証明（原産地に関する申告）が作成されてから38ヶ月のいずれか早い日までと規定されている。これは英国側の原産地に関する申告の有効期間が1年を超える期間が設定される予定のため、検証要請期限として、記録の保存期間である4年（48ヶ月）から検証期間の10ヶ月を引いた、原産地に関する申告から38ヶ月間という期限が合わせて設定されている。（財務省関税局・税関（2020）参照）

いことがわかる。第三者証明の場合、輸出締約国の発給当局は原産性の審査に基づいて証明書を発給したことから、自己証明に比べ短く設定されると考えられるが、同じ認定輸出者自己証明である日・メキシコEPA（6ヶ月）及び日・ペルーEPA（3ヶ月）と比較しても長く設定されている。これは、EU側で実際に検証を担当するのは、欧州委員会ではなく、28カ国もの加盟国のそれぞれの税関当局であり、前述のように、産品に使用された原材料が他のEU加盟国から調達した場合に原材料に係るサプライヤー宣誓の検証は、輸出国の税関ではなくサプライヤーが所在する加盟国の税関が検証するため、検証に長期間要することによって考えられる。

EUは、カナダとのFTAの運用で問題がないことを確認したために、その後の日本とのEPAでは従来の10ヶ月を採用したとも考えられるが、多くの加盟国の統一的な運用に課題があることも事実であることから²²、この検証期間で十分なのか、実施状況の注視が必要であると考えられる。

表8 近年締結された主要なFTA・EPAの検証期間・検証要請期限

FTA・EPA（国名のみの場合日本のEPA）	検証への回答期間	記録の保存義務期間協定の規定（国内法）		検証要請期限の設定（期間）
		輸入者	輸出者・生産者	
第三者証明				
シンガポール	規定無	無（5年）	無	有（3年）
マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、インド	3ヶ月	無（5年）	5年	無
ブルネイ、アセアン、（注）ベトナム	3ヶ月 （注）90日	無（5年）	3年	無
インドネシア	6ヶ月	無（5年）	5年	無
モンゴル	4ヶ月	無（5年）	5年	無

22 日EU・EPA発効後に生じた日本側が懸念する問題点として、EU域内の加盟国税関において協定に不整合な取扱いを受ける事例が発生し、その後の協議によりEU側は加盟国税関における適正な運用を図ることが合意された。（JETRO（2019）参照）

認定輸出者自己証明				
メキシコ（輸出締約国）	6ヶ月	—	5年	無
（輸出者・生産者）	45日	5年	5年	
スイス	10ヶ月	無（5年）	3年	無
ペルー	3ヶ月	無（5年）	5年	無
EU・韓国, EU・シンガポール	10ヶ月	無	5年（韓国） 3年（シンガポール）	無
自己証明				
（直接検証）				
豪州	45日	無（5年）	5年	無
TPP11	少なくとも30日	5年	5年	無
米国	規定無	無（5年）	無	無
米国・豪州	規定無	5年	無	無
米国・韓国	規定無	5年	5年	無
USMCA（改正NAFTA）	30日	5年	5年	無
（間接検証）				
EU	10ヶ月	3年（5年）	4年	有（2年）
EU・カナダ	12ヶ月	3年	3年	無
EU・ベトナム	10ヶ月	無	3年	無
（直接・間接検証）				
RCEP	30日～90日	3年（5年）	3年	無

3. 2 検証手続の詳細な類型化

これまでの比較を踏まえ、自己証明を採用した主要なFTA・EPAの検証手続について、前章2. 2で述べた詳細な類型化を行った結果は表9のとおりである。

ここで、輸入自己証明を採用した米国のFTAを「間接検証」と「直接検証」に分けている。「間接検証」とした米・オマーンFTA等では、輸入締約国が輸出者、生産者、輸入者による原産地規則を含む法令の違反に係る合理的な疑いの情報を有する場合には、輸出締約国に対して必要とされる特定の秘密の情報を収集・提供を求めることができるとされており²³、原産性に疑義がある場合についても、輸入締約国は、輸出者（生産者）から必要な情報

23 米・オマーンFTA Article 5.5（Cooperation）1～5参照

の収集・提供を輸出締約国に要請し、それを基に輸入締約国が原産性の判断を行うこととなる。

表9 自己証明を採用した主要なFTA・EPAの検証手続の類型化

	検証実施者	情報の収集対象	最終判断者	備考
直接検証（米国タイプ）				
輸出者・輸入者自己証明	輸入締約国	輸入者、輸出者・生産者	輸入締約国	
輸入者自己証明（米・シンガポール、米・豪）	輸入締約国	輸入者、輸出者・生産者	輸入締約国	
輸入者自己証明（日・米）	輸入締約国	輸入者	輸入締約国	
間接検証				
輸出者自己証明（EUタイプ）				
従来EUのFTA	輸出締約国	輸出者・生産者	輸出締約国	
EUカナダFTA	輸出締約国	輸出者・生産者	輸入締約国	
日EU・ETA	輸出締約国	輸出者・生産者	輸入締約国	輸出締約国は原産性の意見を提供
輸入者自己証明				
米国タイプ：米・オマーン等	輸出締約国	輸出者・生産者	輸入締約国	輸入締約国から要請のあった情報の提供
EUタイプ：日EU・FTA	輸入締約国	輸入者	輸入締約国	間接検証は使用不可

4 自己証明における検証手続の在り方（考察）

本章においては、前章での各タイプの検証手続の比較・分析を踏まえつつ、論点として、適正な検証の実施の確保、秘密の取扱い、輸入者のリスクを提示し、それら観点から各タイプの特徴、課題（長所・短所）を検討し、理想と考えられる証明・検証手続について考察する。

4.1 適正な検証の実施の確保

輸入締約国の立場からみると、適正な検証の実施を確保するため、自らが原産性の判断に必要な情報を入手し、原産性の有無を最終判断することが必

要であり、その観点からは、輸入締約国が輸出者（生産者）から直接原産性を裏付ける情報を入手し、原産性の確認を行う「直接検証」が最も望ましいと考えられる。輸出締約国が検証を実施する「間接検証」であっても、輸入締約国が輸出締約国から原産性を裏付ける情報が提供され、それを基に輸入締約国が原産性を最終判断できる場合、これまでの検討からEUカナダFTAがこれに当たり、同様に望ましいと考えられる。

日EU・EPAは、EU・カナダFTA同様、原産性を最終判断するのは輸入締約国であるが、日EU・EPAがEU・カナダFTAと異なる点として、輸出者（生産者）が秘密とする情報の輸入締約国への提供を拒否する権利が協定内で認められたこと、また、輸出締約国は原産性についての意見を示すことができることが挙げられる。その結果として、輸入締約国が原産性を裏付ける情報の提供が受けられない場合のシナリオとして、次の2つが考えられる。

1つ目として、輸入締約国は輸出締約国の意見につき、原産性判断の基となる基準の解釈に違いがある等特段の疑義がない限り受け入れる、2つ目として、EU・カナダFTAと同様に、原産性判断に必要な情報の提供がないとして否認できるというものである。

EU・カナダFTAでは、輸入締約国が輸出締約国の検証結果に反して否認する場合には、輸入締約国は輸出締約国に通報し、求めにより協議を行うと規定されている²⁴。同様の規定は日EU・EPAにおいても採用され²⁵、この

24 Furthermore, following a verification reply from the exporting Party, the customs authority of the importing Party may come to another conclusion than the one presented by the customs authority of exporting Party in its reply to a verification request. After consultations between the Party of import and export in trying to resolve the differences, the customs authority of the importing Party may deny preferential treatment to the product in question. (European Commission (2019b), p.53参照)。EU・カナダFTA Article 29 13 (付録1 参照)

25 日EU・EPA協定第3・24条第3項 (付録1 参照)

ことは、EU・カナダFTA同様、原産性の決定に必要な最低限の情報の提供がない場合には輸入締約国は否認できることを示しているとも考えられる。一方で、日本とのEPAでは輸出締約国の原産性にかかる意見を輸入締約国へ提供できることから、輸出締約国の意見に反してまで否認し、協議にまで至ることは輸入締約国側でよほどの疑念がある場合であり、通常はその意見を尊重する運用がなされているのではないかと考えられる。しかしながら、上記2つのシナリオのどちらなのか協定上不明確であり、輸出締約国の意見の扱いを、協定内、または、締約国のその運用についてのガイダンス等の方法により明確とすることが、検証結果の予見性を確保するために必要であると考えられる。

先進国間のEPAである日EU・EPAのように、当該FTA・EPAの締約国が十分な検証能力を有する場合には、検証を実施した輸出締約国の意見を信頼し、尊重するといった運用は現実的な対応と考えられる。その反対に、開発途上国等相手が十分な検証能力を有しているとは言えない場合には、例えば、EUは一般特惠（GSP）において、特惠受益国に対し、検証結果として原産性の有無のみでは不十分であり、原産性を満たすことを示す根拠を明確に要求しており（表6参照）、このような運用は適切でないと考えられる。

4. 2 秘密の取扱い

製品の生産に使用された原材料及びその価格情報、製造工程等に関する情報は企業秘密であり、輸入締約国当局が原産性の確認に必要な情報であっても、生産者が輸出者でない場合には輸出者へ、又、輸出者（生産者）が輸入者へのそれら情報の提供の拒否を行うことは当然の行為である。

そのため、「直接検証」では、輸出者（生産者）が輸入者を經由することなく、輸入締約国税関に直接情報を提供するオプションが設けられおり、「間接検証」では、輸出締約国が輸出者（生産者）に検証を実施し、その結果を輸入締約国に直接提供することとなる。

このように、「直接検証」、「間接検証」のいずれの場合も、生産者→輸出者→輸入者の流れの中で、生産者が秘密とする情報を提供しなくともすむスキームとなっているが、さらに問題となるのは、輸出者（生産者）が、原産性を裏付けるために必要な情報であっても、それを秘密の情報として輸入締約国に提供せずに特惠を受けることができるかである。

各FTA・EPAでは多くの場合、輸出者（生産者）からの入手した情報について、締約国の当局に守秘義務を課すことにより、秘密の情報の第三者への漏洩を防ぐ方策が取られている。しかしながら、国を超える秘密の情報の漏洩防止の観点から、輸出者（生産者）が他の締約国当局に情報を提供するかどうかあくまでも輸出者（生産者）の判断として、協定内に規定のないEU・カナダFTAであっても、EU域内の手続きとして、輸出者（生産者）の同意を必要とし、我が国においても、協定上の規定の有無にかかわらず、国内法で輸出者（生産者）の同意が必要との運用を行っている²⁶。

「直接検証」の場合、検証に対して原産性の挙証責任を負うのは輸出者（生産者）であり、輸入締約国に原産性の判断に必要な情報の提供を行わない場合には、特惠は否認されることとなる。

「間接検証」の場合で、EUの従来のFTAのように、検証を実施した輸出締約国が原産性の判断を行い、その結果として原産性の有無のみを輸入締約国に提供する場合には、輸出者（生産者）が秘密とする情報は輸入締約国に提供されることはない。しかしながら、EUカナダFTAのように、原産性の

26 経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律

第3条 財務大臣は、政令で定める経済連携協定の締約国の税関当局から申告原産品が特定原産品であるか否かについての確認に資すると認められる情報の提供を求められたときは、政令で定める期間内に、その求めに応じなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 5 当該情報に特定原産品申告書又は特定原産品誓約書を作成した者その他の関係者の秘密を害するおそれのある情報が含まれている場合において、当該情報を当該締約国の税関当局に提供することについてその者の同意がないとき。

判断に必要な情報の提供が輸出締約国から提供されることを前提としている場合には、必要な情報が秘密の情報として提供されなければ、「直接検証」同様、特惠は否認されることとなる。

このように、「直接検証」及びEU・カナダEPAでは、輸出者（生産者）が秘密とする情報であってもそれが輸出締約国に提供されなければ否認され、輸入者が関税等を負担することになるが、輸入者は時には輸出者の立場で秘密の情報を提供したくない場合もあり、輸出者も輸入者の立場で特惠否認に直面することとなることから、秘密の情報を提供せずに特惠を受けられることは双方の利益につながると考えられる。

日EU・EPAの場合、輸出締約国が輸出者（生産者）から提供された原産性を裏付ける情報に基づいて原産性を判断し、仮に、それら情報は秘密の情報として輸出者（生産者）が提供に同意しなくとも、輸出締約国の判断が意見として提供されることとなる。前節で述べたように、締約国同士に十分な検証能力があり、互いに信頼できる場合には、その意見を尊重する運用は、輸出者（生産者）、輸入者双方にとって望ましいと考えられる。

4. 3 輸入者のリスク

適正な輸入申告への責任を負うのは輸入者であり、特惠要求を行った製品の原産性が否認された場合に課税される関税等を負担するのも輸入者である。よって、輸入者が特惠を要求する前に製品の原産性の正確な情報を確認することは適正な輸入申告を行う上で当然なことと考えられる。

日本においては、輸入申告時に自己証明による特惠を要求する際に、輸入者は、輸入者自己証明であれ、輸出者自己証明であれ、原産性を満たすことを示す一定の情報の提出が必要とされており、輸入者は特惠要求前に製品の原産性の確認を行うことから、輸入者の検証時のリスクは低減される。この日本の制度は、輸入者の責任において適正な輸入申告を行う以上、特惠要求する製品の原産性を確認する機会を与える合理的なものと言える。

「直接検証」では、輸出者（生産者）が輸入締約国からの要請に対して必要な情報の提供を行わなかった場合には特惠が否認されるが、表8に示すとおり、輸出者（生産者）が輸入締約国から情報提供要請に与えられた期限は30日、45日と限られた期間しかなく、もしその間に輸出者（生産者）が対応できず特惠が否認された場合でも、関税等を負担は輸入者が負うことになる。このようなリスクに備えて、特惠要求前に原産性の裏付ける情報を確認しておくことは意味のあることである。

「間接検証」では、輸入者自己証明の場合、基本的に輸入締約国税関の要請に対し輸入者が必要な情報を提供できなければ特惠が否認されることから、輸入者は検証に備えて輸出者からの必要な情報の提供を事前に得ておくか、また、証明時点では得ていなくとも、検証時には輸出者から提供が受けられるよう、事前に、契約等によって明確に定めておく必要がある。また、輸入締約国の要請による輸出締約国の検証が実施される輸出者自己証明の場合でも、輸出者（生産者）の同意が得られず、輸入締約国に提供された検証結果に原産性を裏付ける十分な情報が含まれず、その結果特惠が否認されるリスク（特に、EUカナダFTAではこのリスクが高い）に備えて、同様に契約等によって責任の有無を明確に定めておく必要がある。

前述のように、日本において輸入者が特惠要求する際、原産性を示す一定の情報の税関への提出が必要であるが、日EU・EPAで輸出者自己証明を用いる場合には、輸出者（生産者）から事前に情報を入手している場合を除いてそれら情報の提出は必要とされず、輸入者は特惠要求する製品の原産性を事前に確認する機会とは与えられない。また、日EU・EPAでは、輸出者（生産者）の同意が得られない場合には輸出締約国が輸入締約国に提供する検証結果に原産性を裏付ける具体的情報を含めないことが協定上認められており、その結果特惠が否認され輸入者が被害を受けることとなったとしても、輸出者（生産者）に認められた権利として、協定上は輸出者・生産者の責任は問えないこととなる。

このような状況を踏まえると、輸入者が事前に原産性の確認ができない日EU・EPAの輸出者自己証明では、検証時に輸出者（生産者）が原産性の裏付けに必要な情報を提供しないリスクに備える必要（輸出者（生産者）が情報を提供しないことによって被る損害の補填等を含む契約の締結等）が一層増すこととなる。しかしながら、これまでに述べた、輸入締約国が輸出締約国の意見を尊重するという運用であれば、このような輸入者のリスクは大幅に減少することになる。

4. 4 理想とする証明・検証手続の検討

（1）各タイプの検証手続の長所・短所

前節に述べた3つの論点について、それぞれ、①輸入締約国当局による適正な検証の実施が確保されているか、②輸出者（生産者）が輸入締約国に秘密とする情報を提供する必要があるか、③輸出者（生産者）が原産性を裏付ける情報を提供しないことによる特惠否認のリスクは高いかどうかの観点で各タイプの長所・短所を表10に整理する。

①については、輸入締約国自身が原産性の裏付けに必要な情報に基づいて判断できる点で「直接検証」が最も優れ、次にEU・カナダFTAが優れていると考えられる。しかしながら、「直接検証」、EU・カナダFTAは、②の輸出者（生産者）が秘密とする情報の取扱い、及び③の輸入者が直面する高い特惠否認リスクの点では問題があると考えられる。

②については、協定内で輸出者（生産者）が秘密とする情報の提供を拒否する権利を規定した日EU・EPAが最も優れ、原産性の有無のみで事実上秘密の情報の提供が行われない従来のEUのFTAが次に優れている。しかしながら、従来のEUのFTAは事実上原産性の判断を輸出締約国に委ねており、①の点で劣る。日EU・EPAでは、原産性の有無のみでなく、輸出締約国が輸出者（生産者）から提供された情報を基に原産性の判断を行い、その意見が輸入締約国に提供され、最終判断は輸入締約国が行うことから、特に、

輸出締約国の検証能力が十分な場合において、適正な検証が実現されると考えられる。

③のリスクについては、事実上輸出締約国が原産性の判断を行う従来のEUのFTAが最も低いと考えられる。日EU・EPAについては、これまで述べたように、検証を実施した輸出締約国の意見を尊重するといった運用であれば、③のリスクはその次に低いと考えられる。

表10 自己証明を採用した主要なFTA・EPAの検証手続の長所・短所

	直接検証	従来のEUのFTA	EUカナダFTA	日EU・EPA (注1)
①適正な検証の実施の確保	◎	△	◎	○
②秘密の取扱い	×	○	×	◎
③輸入者のリスク	×	○	×	○又は ×(注2)

(注1) 輸出者自己証明の場合のみ。輸入者自己証明の場合は、輸出締約国による検証は認められていない。

(注2) EU・カナダFTA同様、原産性を裏付ける情報の輸入締約国への提供がない場合には特惠否認される場合。

(2) 理想とする証明・検証手続

前述のとおり、輸入者は適正な輸入申告への責任を負い、また、特惠要求を行った商品の原産性が否認された場合に課税される関税等を負担するのも輸入者であるが、特惠を要求するに際して、輸入者が事前に原産性を確認することが困難な場合、また、検証時に輸出者(生産者)が原産性を裏付ける情報を輸入締約国に提供せず、その結果特惠が否認されるリスクが存在する。一方で、輸入者は輸出者(生産者)の立場に立つこともあり、輸出者(生産者)の秘密とする情報の保護する観点から、自らの秘密とすべき情報を、輸入締約国に提供しないで特惠適用を受けられるスキームによって、輸出者(生産者)双方の利益をバランスすることも必要である。また、FTA・EPA特惠の適正な適用のために輸入締約国による適正な検証を確保することも重要である。

これらを踏まえ、表10をみると、輸入締約国が輸出締約国の意見を尊重するといった運用を行う場合の日EU・EPA（輸出者自己証明）は、先進国間のEPAであり締約国が十分な検証能力を持ち、適正な検証が確保され、輸出者（生産者）が秘密とする情報が保護され、また、輸入者の特惠否認のリスクが低いという点で理想の検証手続であると考えられる。また、日EU・EPAでは、不正行為の疑いがある場合には、税関間の協力により相互に支援する規定²⁷が採用されており、不正行為の疑いがある場合は、検証規定にかかわらず（すなわち、輸入者自己証明の対象産品であっても、2年の検証要請期間を超えても）、支援要請ができることとされている。このように、輸出者（生産者）の利便を図りつつも、輸入締約国当局の適正な検証の確保に資する規定を含む点でも優れていると考えられる。

輸入者自己証明をみると、EUが日本とのEPAで導入した輸入者自己証明は例外的なものと考えられるが、EUが公表したガイダンスにより、輸入者が生産者から原産性を裏付ける必要な情報を入手可能な場合にのみ使用できると明確としたことは制度の適正な運用を確実にする点で有用である。日本の輸入者自己証明の導入を規定したRCEPでは、これを一歩進めて、協定上明確化されている²⁸。

一方で、途上国との間のFTA・EPA等相手側の検証能力が十分ではなく、

27 日EPA・EPA第3.23条（不正行為の防止に関する相互支援）両締約国は、この章の規定に対する違反の疑いがある場合には、税関相互支援協定に従って相互に支援を行う。

28 第3.16条 原産地証明 3（注）

この4の規定にかかわらず、日本国は、この協定が同国について効力を生ずる日から、1の規定に基づく原産地証明と同様の方法により、輸入者による原産地申告を原産地証明とみなすことができる。この場合において、同国は、輸入者による原産地申告に関し、第3.24条（原産品であることの確認）1（b）から（d）までに規定する手段による確認手続を行ってはならない。輸入者は、産品が原産品であることを証明するための十分な情報を有している場合に限り、原産地申告を作成するものとする。

輸入締約国がその検証結果を受け入れることが困難な場合には、輸出締約国自身が輸出者（生産者）からの直接情報を入手・判断する「直接検証」を採用する、また、「間接検証」を採用する場合は、米・オマーンFTAのように、輸出締約国に対し、輸入締約国が指定する情報の収集・提供を依頼し、それを基に輸入締約国が原産性の判断を行うことにより、適正な検証の確保を図る必要があると考える。

おわりに

「手続的規定」である証明・検証手続については、証明手続が従来の第三者による証明から自己証明への流れが進むなど簡素化に向けた流れが進み、検証手続についても、その内容は大きく異なるものの、米国タイプ及びEUタイプといった2つのタイプへの収斂が進んでいる。

本稿では、EUタイプと米国タイプの比較に加え、EUタイプ内での検証手続の違いについて比較を行いつつ、論点として、適正な検証の実施の確保、秘密の取扱い、輸入者のリスクを提示し、それら観点から各タイプの特徴、課題（長所・短所）を分析し、それらのバランスがとれ理想と考えられる検証手続として、輸入締約国が輸出締約国の意見を尊重するといった運用を行う場合の日EU・EPAが考えられると論じた。一方で、当該運用については必ずしも協定上明確でないため、ガイダンス等で明確化が図られることが望まれる。

参考文献

- 今川博（2020）「日米貿易協定－原産地規則の概要と実務－」日本関税協会2020年8月
香川里子（2013）「主要国FTAにおける原産地の証明手続及び検証手続の最近の傾向（前編）」日本関税協会『貿易と関税』2013年7月, pp. 4-18
長谷川実也（2019b）「特惠原産地規則の多様性・複雑性の現状及び収斂に向けた動き－特惠原産地規則の簡素化への多国間の枠組みの役割－」財務省財務総合政策研究所『フィ

EPA・FTA原産地規則の証明・検証手続～近年の自己証明の進展について～ 337

ナンシャル・レビュー』第5号（通巻第140号）2019年11月，pp.198-229

日本税関ホームページ「自己申告制度」利用の手引き～日豪・TPP11～

<<http://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou.pdf>>

財務省関税局・税関（2020）「日英EPA原産地規則について」日英包括的経済連携協定に係る業務説明会資料 2020年12月

日本貿易振興機構（JETRO）（2019）「欧州委，日EU・EPAの税関運用に関する相談窓口を開設」<<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/07/4e6dddad83278c8c.html>>（2019年7月31日アクセス）

European Commission（2016）“A Guide for Users, The European Union's Rules of Origin for the Generalised System of Preferences”

<https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/resources/documents/customs/customs_duties/rules_origin/preferential/guide-contentes_annex_1_en.pdf>（2020年3月7日アクセス）

European Commission（2019a）“EU-Japan EPA Guidance Claim, Verification and Denial of Preference”

<https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/eu_japan_epa_guidance_claim_verification_denial_en.pdf>（2020年11月23日アクセス）

European Commission（2019b）“EU-Canada Comprehensive Economic and Trade Agreement（CETA）Guidance on the Rules of Origin”

<https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/ceta_guidance_en.pdf>（2020年3月7日アクセス）

日本のEPAの交渉開始・署名時期及び原産地規則

日本税関ホームページ「我が国が締結した各EPAの概要，条文等（2020年11月現在）」

<<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm>>（2020年12月26日アクセス）

米国のFTAの原産地規則

米国通商代表部（USTR）ホームページ

<<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements>>（2020年3月14日アクセス）

EUのFTAの原産地規則

欧州委員会税制・関税同盟総局ホームページ

<https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/calculation-customs-duties/rules-origin/general-aspects-preferential-origin/arrangements-list_en>（2020年3月14日アクセス）

カナダの FTA の原産地規則

カナダ国境サービス庁(Canada Border Services Agency) のホームページ

<<https://cbsa-asfc.gc.ca/import/origin-origine-eng.html>> (2020年3月14日アクセス)

付 録

1. EUが締結したFTAの検証結果の通知及び輸入国の対応の規定

EU-Chile, EU-Mexico, EU-Peru/Columbia/Ecuador, PEM, EU-Viet Nam, EU-Korea, EU-Singapore

Article ○○ Verification of [EU-Singapore] Origin Declarations [その他] proofs of origin

○ The [EU-Peru/Columbia/Ecuador, EU-Viet Nam] competent authorities [EU-Peru/Columbia/Ecuador] or [EU-Viet Nam以外] customs authorities requesting the verification shall be informed of the results [PEM] thereof [その他] of this verification [EU-Korea] including findings and facts as soon as possible. These results must indicate clearly whether the documents are authentic and whether the products concerned can be considered as products originating [EU-Chile] in the Community or in Chile [EU-Mexico] in Mexico or the Community [EU-Peru/Columbia/Ecuador, EU-Korea] in a Party [PEM] in one of the Contracting Parties [EU-Viet Nam, EU-Singapore] in the Parties and fulfil the other requirements of this [PEM] Convention [EU-Korea, EU-Viet Nam, EU-Singapore] Protocol [その他] Annex.

○ If in cases of reasonable doubt there is no reply within ten (10) months of the date of the verification request or if the reply does not contain sufficient information [EU-Singapore] to allow the requesting customs authorities to determine the authenticity of the document in question or the real origin of the products, the requesting [EU-Peru/Columbia/Ecuador, EU-Viet Nam] competent authorities [EU-Peru/Colum-

bia/Ecuador] or [EU-Viet Nam以外] customs authorities [EU-Mexico, EU-Viet Nam, EU-Singapore以外] shall [EU-Viet Nam] may [EU-Mexico 以外], except in exceptional circumstances, [EU-Singapore] shall [EU-Mexico 以外] refuse entitlement to [EU-Mexico] are entitled, save in exceptional circumstances, to refuse to grant [EU-Korea] the preference [EU-Mexico] preferential treatment [EU-Viet Nam] the preferential tariff treatment [その他] the preferences.

[EU-Singaporeのみ]

ARTICLE 29 Administrative Enquiries

1. Where the results of the verification procedure or any other available substantive information appear to indicate that the provisions of this Protocol are being contravened, the exporting Party, on its own initiative or at the request of the other Party, shall carry out appropriate enquiries or arrange for such enquiries to be carried out with due urgency to identify and prevent such contraventions. The results of such enquiries shall be communicated to the Party requesting verification.

2. The Party requesting verification may be present at the enquiries, subject to conditions that may be laid down by the competent authority in the exporting Party.

3. Where a Party has made a finding, on the basis of objective information, of a repeated failure to provide administrative cooperation under this Section, or of systematic and intentional fraud from the other Party, the Party concerned may temporarily suspend the relevant preferential treatment of the product or products concerned in accordance with paragraph 4.

EU-Canada

Article 29 Origin verification

8. As soon as possible and in any event within 12 months after receiving the request referred to in paragraph 4, the customs authority of the Party of export shall complete a verification of whether the product is originating and fulfils the other requirements of this Protocol, and shall:

(a) provide to the customs authority of the Party of import, by certified or registered mail or any other method that produces a confirmation of receipt by that customs authority, a written report in order for it to determine whether the product is originating or not, and that contains:

(i) the results of the verification;

(ii) the description of the product subject to verification and the tariff classification relevant to the application of the rule of origin;

(iii) a description and explanation of the production sufficient to support the rationale concerning the originating status of the product;

(iv) information on the manner in which the verification was conducted; and

(v) where appropriate, supporting documentation; and

(b) subject to its laws, notify the exporter of its decision concerning whether the product is originating.

9. The period of time referred to in paragraph 8 may be extended by mutual consent of the customs authorities concerned.

11. If the result of an origin verification has not been provided in accordance with paragraph 8, the customs authority of the importing Party may deny preferential tariff treatment to a product if it has reasonable

doubt or when it is unable to determine whether the product is originating.

12. If there are differences in relation to the verification procedures of this Article or in the interpretation of the rules of origin in determining whether a product qualifies as originating, and these differences cannot be resolved through consultations between the customs authority requesting the verification and the customs authority responsible for performing the verification, and if the customs authority of the importing Party intends to make a determination of origin that is inconsistent with the written report provided under paragraph 8(a) by the customs authority of the exporting Party, the importing Party shall notify the exporting Party within 60 days of receiving the written report.

13. At the request of either Party, the Parties shall hold and conclude consultations within 90 days from the date of the notification referred to in paragraph 12 to resolve those differences. The period of time for concluding consultations may be extended on a case by case basis by mutual written consent between the Parties. The customs authority of the importing Party may make its determination of origin after the conclusion of these consultations. The Parties may also seek to resolve those differences within the Joint Customs Cooperation Committee referred to in Article 34.

Japan-EU (2019)

ARTICLE 3.22 Administrative cooperation

4. Without prejudice to paragraph 5, the customs authority of the exporting Party receiving the request referred to in paragraph 2 shall pro-

vide the customs authority of the importing Party with the following information:

- (a) the requested documentation, where available;
- (b) an opinion on the originating status of the product;
- (c) the description of the product subject to examination and the tariff classification relevant to the application of this Chapter;
- (d) a description and explanation of the production process sufficient to support the originating status of the product;
- (e) information on the manner in which the examination was conducted; and
- (f) supporting documentation, if appropriate.

5. The customs authority of the exporting Party shall not provide the information referred to in paragraph 4 to the customs authority of the importing Party if that information is deemed confidential by the exporter.

ARTICLE 3.24 Denial of preferential tariff treatment

1. Without prejudice to paragraph 3, the customs authority of the importing Party may deny preferential tariff treatment, if:

- (c) within 10 months after the date of the request for information pursuant to paragraph 2 of Article 3.22:
 - (i) no reply is provided; or
 - (ii) the information provided is inadequate to confirm that the product is originating; or

3. If the customs authority of the importing Party has sufficient justification to deny preferential tariff treatment under paragraph 1, in cases where the customs authority of the exporting Party has provided an

opinion pursuant to subparagraph 4(b) of Article 3.22 confirming the originating status of the products, the customs authority of the importing Party shall notify the customs authority of the exporting Party of its intention to deny the preferential tariff treatment within two months after the date of receipt of that opinion. If such notification is made, consultations shall be held on request of a Party, within three months after the date of the notification. The period for consultation may be extended on a case by case basis by mutual agreement between the Parties. The consultation may take place in accordance with the procedure set out by the Committee on Rules of Origin and Customs-Related Matters established pursuant to Article 22.3. Upon the expiry of the period for consultation, the customs authority of the importing Party may deny the preferential tariff treatment solely on the basis of sufficient justification and after having granted the importer the right to be heard.

第3.22条 運用上の協力

4 2に規定する要請を受領した輸出締約国の税関当局は、輸入締約国の税関当局に対して次に掲げる情報を提供する。ただし、この4の規定は、5の規定の適用を妨げるものではない。

- (a) 入手可能な場合には、要請された文書
- (b) 産品の原産品としての資格についての意見
- (c) 審査の対象となっている産品についての記載及びこの章の規定の適用に関連する関税分類
- (d) 産品の原産品としての資格を裏付けるために十分な生産工程についての記載及び説明
- (e) 実施された審査の方法についての情報
- (f) 適当な場合には、裏付けとなる文書

- 5 輸出締約国の税関当局は、輸出者が4に規定する情報を秘密のものと認める場合には、当該情報を輸入締約国の税関当局に提供してはならない。

第3.24条 関税上の特恵待遇の否認

- 1 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、関税上の特恵待遇を与えないことができる。ただし、この1の規定は、3の規定の適用を妨げるものではない。
- (c) 第3.22条2の規定に基づいて情報の提供の要請が行われた日の後10箇月以内に、
- (i) 回答がない場合
- (ii) 提供された情報が、産品が原産品であることを確認するために十分でない場合
- 3 輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の税関当局が第3.22条4の規定に従って産品の原産品としての資格を確認する意見を提供した場合において、輸入締約国の税関当局が1の規定に従って関税上の特恵待遇を与えないことを正当とする十分な根拠があるときは、輸出締約国の税関当局に対し、当該意見を受領した日の後2箇月以内に、関税上の特恵待遇を与えない意思を通報する。その通報が行われた場において、締約国の要請があったときは、当該通報が行われた日の後3箇月以内に協議を行う。当該協議の期間は、個々の場合に依じて両締約国間の相互の合意により延長することができる。当該協議は、第22.3条の規定に基づいて設置される原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会が定める手続に従って行うことができる。輸入締約国の税関当局は、当該協議の期間が満了した時に、関税上の特恵待遇を与えないことを正当とする十分な根拠のみに基づき、及び輸入者に意見を述べる権利を与えた後に、関税上の特恵待遇を与えないことができる。

2. EU・カナダFTAと従来EUのFTAの検証手続きの違い

Three differences of the verification procedure in CETA compared to older standard FTA's are:

a) More information in reply to a verification request

In older standard EU Free Trade Agreements the reply in general is limited to the conclusion of whether the products are originating or not. The reply in CETA however, must be in the form of a written report and therefore shall contain more specific information on the results of the verification procedure.

b) The final decision is taken by the importing Party

In CETA, the exporting Party presents the result of its verification to the importing Party, who then takes its decision on the originating status of the goods.

c) The verification procedure is longer

Unlike older standard FTAs which typically have a verification period of 10 months, the exporting Party in CETA has 12 months to reply to a verification request from the importing Party.

3. EU・カナダFTAにおけるサプライヤー証明の検証

In the case of verifying a supplier's declaration within the EU the procedure with the Information Certificate INF 4 will be used according to EU legislation (Articles 64 - 66 of UCC-IA). The customs authorities may then request the exporter or trader to obtain from the supplier an Information Certificate INF 4. This is a document used to certify the accuracy and authenticity of the supplier's declaration. The INF 4 shall be issued by the customs authorities of the Member State in which the supplier's declaration has been made out. The form set out in Annex 22-

02 UCC-IA shall be used. Since the reply from the EU to Canada should be in the form of a written report providing more information than in older EU-FTAs, the INF 4 procedure is not sufficient as it only states whether the products are originating. The customs authority in the EU must therefore use an “extended procedure” additional to the one in the UCC-IA. This extended procedure will apply equally to the EU-Japan EPA and other free trade agreements for which the EU has to complete a written report similar to that found in CETA. There are two possibilities to obtain the additional information.

a) Exporter request to supplier

The exporter will ask the supplier to obtain an INF4 from his customs authority and the exporter must state to the supplier that this request is in relation to a verification from Canada. In completing the INF4, the customs authority of the supplier must include all the necessary information in the form of a written report covering all the information (Article 29(8) of the CETA Origin Protocol) needed for the report to be sent to Canada. This report is made available to the supplier to provide to his exporter. The customs authority of the exporter should make the exporter aware that if the exporter chooses to contact his supplier for the INF4 then this report will contain detailed information which may be considered confidential by the supplier. As such, the supplier may be unwilling to follow this normal procedure. If so, the exporter should inform his customs authority to contact directly the customs authority of the supplier to complete the INF4. However, where the supplier has received the INF4 and the report, which he decides is sensitive, he may choose to only provide his exporter the INF4 indicating that the report cannot be passed to the exporter. In this case, there are two options re-

garding the accompanying report:

- i) the exporter asks his customs authority to contact the customs authority of the supplier to send the accompanying report.
- ii) the supplier asks his customs authority to provide the accompanying report directly to the customs authority of the exporter.

b) Customs request to customs

The customs authority in the Member State receiving the verification request from Canada may request an INF4 directly from the customs authority in the Member State where the supplier's declaration was made out. The customs authority of the supplier will send the completed INF4 directly to the requesting customs authority along with the accompanying report. The conclusion of the verification of the supplier's declaration and the reason why the products are originating or non-originating, are communicated to the supplier that issued the suppliers declaration before the customs authority formally confirms the INF4 and finalizes the report.